

○伊那市大規模小売店舗の出店に伴う事前協議等に関する指導要綱

平成 23 年 7 月 1 日

告示第 169 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、大規模小売店舗の出店に関し、市、事業者、地域社会等が事業計画の概要を共有し、地域社会との調和を図ることにより、良好な生活環境を維持し、地域社会の健全な発展に資するため、大規模小売店舗を設置しようとする者が行う事前協議等の手続について定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 店舗面積 大規模小売店舗立地法(平成 10 年法律第 91 号)第 2 条第 1 項に定めるものをいう。
- (2) 大規模小売店舗 大規模小売店舗立地法第 2 条第 2 項に定める大規模小売店舗をいう。
- (3) 大規模小売店舗設置者 市の区域に大規模小売店舗を新設(建物の床面積を変更し、又は既存の建物の全部若しくは一部の用途を変更することにより大規模小売店舗になる場合を含む。以下同じ。)しようとする者及び現に大規模小売店舗を設置している者をいう。
- (4) 大規模小売業者 市の区域で、大規模小売店舗において店舗面積 1,000 平方メートルを超えて、小売業を行おうとする者及び行っている者をいう。
- (5) 大規模小売店舗事業者 大規模小売店舗設置者及び大規模小売業者をいう。
- (6) 近接住民 大規模小売店舗の出店予定地及びその予定地に接する区等の地域自治団体に居住する者並びに通勤及び通学する者をいう。

(大規模小売店舗事業者の責務)

第 3 条 大規模小売店舗事業者は、大規模小売店舗の新設、事業活動等において、都市計画等の都市づくりとの整合性を図るとともに、近隣の環境を保全し、安全で快適なまちづくりが確保され、地域社会に貢献するよう最大限の努力をするものとする。

(出店計画に関する事前協議)

第 4 条 大規模小売店舗事業者は、大規模小売店舗を新設しようとするとき又は大規模小売店舗において新たに小売業を行おうとするときは、出店計画届出書(様式第 1 号)により届け出るものとする。この場合において、大規模小売店舗を新設しようとするときは、農地法(昭和 27 年法律第 229 号)第 5 条又は都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 29 条の規定による許可を受けるための申請の手続までに、出店計画届出書を提出するものとする。

2 前項の出店計画届出書に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (3) 店舗設計計画の概要
- (4) 工事計画の概要
- (5) 営業計画の概要
- (6) 開店予定日
- (7) 都市計画等の都市づくりとの整合方策
- (8) 駐車場及び駐輪場の整備計画並びに周辺の交通対策

- (9) 地域環境の保全対策
- (10) 地域社会への貢献策
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

- 3 市長に提出する出店計画届出書の部数は、原則として10部とする。
- 4 市長は、第1項の規定による届出があったときは、出店計画に関する事前協議書(様式第2号)により、当該大規模小売店舗事業者と事前協議を行うものとする。
- 5 大規模小売店舗事業者は、前項の規定による出店計画に関する事前協議書を受け取ったときは、出店計画に関する回答書(様式第3号)により、協議事項について市長に回答するものとする。
- 6 市長は、第1項の規定による届出又は第4項の規定による協議を行ったとき及び第5項の規定による回答を受け取ったときは、商工会議所等の商工団体へその旨を通知するものとする。

(変更の届出)

第5条 前条第1項の規定による届出を行った大規模小売店舗事業者は、次に掲げるときは、遅滞なく変更届出書(様式第4号)により市長に届け出るものとする。

- (1) 同条第2項第1号又は第2号に掲げる事項の変更があった場合(大規模小売業者が変更になる場合を除く。)
- (2) 大規模小売店舗設置者の変更があった場合

2 大規模小売店舗事業者は、大規模小売店舗の店舗面積について増床の変更をしようとする場合であって、当該増床によって増加する店舗面積が次の表の左欄に掲げる店舗面積の区分に応じ同表の右欄に掲げるものであるときは、変更予定日の10月前までに増床変更届出書(様式第5号)により市長に届け出るものとする。

大規模小売店舗の店舗面積	増加する店舗面積
1,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下	店舗面積の1割に相当する面積以上
10,000平方メートル超	1,000平方メートル以上

- 3 前項の増床変更届出書に記載する事項は、次のとおりとする。
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (3) 増床の概要
 - ア 増床に係る建物の変更前及び変更後の延べ床面積及び店舗面積
 - イ 増床により増加した店舗の変更前及び変更後の構造
 - ウ 変更する理由
 - (4) 工事計画の概要
 - (5) 増床後の開店日
 - (6) 都市計画等の都市づくりとの整合方策
 - (7) 駐車場及び駐輪場の整備計画並びに周辺の交通対策
 - (8) 地域環境の保全対策
 - (9) 地域社会への貢献策
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 4 変更届出書及び増床変更届出書の提出部数は、出店計画届出書に準じるものとする。

5 前条第4項から第6項までの規定は、第2項の増床変更届出書について準用する。

(近接住民への周知等)

第6条 第4条第1項又は第5条第2項の規定により届出をするものとされる事業(以下「対象事業」という。)を実施しようとする大規模小売店舗事業者は、近接住民への説明会等を行うものとする。この場合において、大規模小売店舗事業者は、次の各号に掲げる対象事業の区分に応じ当該各号に掲げる事項について、あらかじめ近接住民に周知し、意見を聴取するものとする。

(1) 第4条第1項の規定により届出をするものとされる事業 第4条第2項各号に掲げる事項

(2) 第5条第2項の規定により届出をするものとされる事業 第5条第3項各号に掲げる事項

2 大規模小売店舗事業者は、近接住民以外の者から当該店舗の計画内容について説明の要望があった場合は、誠意をもってこれに応じるよう努めるものとする。

3 大規模小売店舗事業者は、前2項の規定による近接住民等に対する周知及び説明を完了したときは、近接住民周知報告書(様式第6号)により、市長に周知及び説明の内容について報告するものとする。

4 前項に規定する報告があったときは、市長は、商工会議所等の商工団体へその旨を通知するものとする。

(手続完了確認書)

第7条 市長は、第4条第5項の出店計画に関する回答書及び前条第3項の近接住民周知報告書を受け取ったときは、その内容を確認し、相当と認めるときは、手続完了確認書(様式第7号)を当該大規模小売店舗事業者に交付するものとする。

(開店の届出)

第8条 大規模小売店舗事業者は、大規模小売店舗を開店(店舗面積を増床変更した場合を含む。)したときは、速やかに開店届出書(様式第8号)により市長に届け出るものとする。

(連絡協議会の設置)

第9条 大規模小売店舗の出店等に関する重要事項について調査審議するため、庁内に伊那市大規模小売店舗出店に関する連絡協議会(以下「連絡協議会」という。)を置く。

2 連絡協議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

(1) 大規模小売店舗の出店計画に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、大規模小売店舗の設置に関する重要事項に関すること。

3 連絡協議会に座長及び副座長を置き、座長には商工観光部長を、副座長には企画部長を充てる。

4 連絡協議会の委員は、次に掲げる者を充てる。

(1) 総務部長

(2) 市民生活部長

(3) 保健福祉部長

(4) 農林部長

(5) 建設部長

(6) 水道部長

(7) 教育次長

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

5 連絡協議会に幹事会を置く。幹事会に関する事項は、市長が別に定める。

(庶務)

第 10 条 連絡協議会の庶務は、商工観光部商工振興課において処理する。

(補則)

第 11 条 この告示に定めるもののほか、大規模小売店舗の出店に伴う事前協議等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に農地法第 5 条若しくは都市計画法第 29 条の規定による許可を受けている者については、この告示の規定は、適用しない。

附 則(平成 29 年 3 月 27 日告示第 150 号)

この告示は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。